

元農振第1939号

令和元年10月14日

東北農政局長 殿

農村振興局長

令和元年台風第19号による被災地域における農業農村整備事業等の執行について

今般の台風第19号により、農地、農業用施設及び農作物等に対し甚大な被害が発生しており、被災地域の経済に与える影響は大きいものと考えられる。

ついては、当該被災地域における就労機会の確保に資するため、今後実施される災害復旧事業を含め農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、関係地方公共団体等と密接な連携を取りつつ、当該地域における被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう配慮されたい。

また、「令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む）、台風第17号による被災地域における農業農村整備事業等の執行について」（令和元年10月7日付け元農振第1839号農村振興局長通知）に係る被災地域に対しても引き続き配慮をお願いする。

なお、貴局管内関係機関に対しては、別紙を参考に貴職より要請方お願いする。

事務連絡
令和元年11月21日

各都道府県担当部長 殿

内閣府政策統括官 (防災担当) 付
参事官 (事業推進担当)

住家の被害認定調査における第2次調査や再調査について

住家の被害認定調査における第2次調査や再調査については、これまでも事務連絡や自治体向けの説明会等において、果次にわたり周知しているところですが、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、このたび、改めて下記のとおりお知らせしますので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

水害における浸水深や堆積の深さによる判定等の第1次調査は、あくまで簡易な判定方法であり、被災者は第2次調査や再調査の依頼をすることが可能である旨、被災住民に十分周知するよう改めてお願いいたします。

なお、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成30年3月)においては、再調査の依頼が可能である旨をホームページで周知した事例、罹災証明書にその旨を追記し周知した事例等を掲載するとともに、罹災証明書に係る広報の方法や、再調査の実施に係る留意事項等をまとめております。

これらを参考としてつつ、被災住民に幅広く周知出来る方法をご検討の上、適切に周知をお願いいたします。

(参考) 「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成30年3月)第5章 罹災証明書の交付と第2次調査・再調査の実施

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003sai_gai_tebiki_5.pdf)

全文

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003sai_gai_tebiki_full.pdf)



壁内



床下



床下



床下



玄関



通風孔



基礎



基礎